熊谷市賃借料情報

令和５年１月から令和５年１２月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当たり年額）は、以下のとおりとなっています。

賃借料を設定する場合は、対象農地の状況に合わせ、当事者間で十分に協議し、決定してください。

令和６年４月１日

熊谷市農業委員会

１　田の部（１０ａ当たり年額）

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	使用貸借（無償）	
熊　谷	5,700円	10,000円	2,000円	277筆	219筆	41%
妻　沼	5,100円	9,000円	2,000円	140筆	162筆	51%
大　里	5,200円	6,600円	2,880円	81筆	194筆	70%
江　南	5,100円	8,000円	1,920円	263筆	76筆	22%

２　畑の部（１０ａ当たり年額）

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	使用貸借（無償）	
熊　谷	4,500円	8,000円	2,000円	38筆	119筆	73%
妻　沼	7,400円	11,500円	2,480円	102筆	218筆	68%
大　里	7,900円	10,000円	3,830円	11筆	32筆	74%
江　南	5,800円	10,282円	1,920円	63筆	27筆	28%

※１　実際に締結した賃貸借契約（著しく高額又は低額なものを除外し、物納支給は玄米価格で換算）の賃借料に関するデータによるものです。

※２　「平均額」は、算出結果を四捨五入し１００円単位としています。

※３　使用貸借の割合は、除外を含む全筆数に対するものです。

※４　中間管理事業を利用した案件は、対象としていません。